

# 都路中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」）第2条で定められているとおり、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

## 3 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。

- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- (6) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
  - ア 発達障害を含む、障害のある生徒
  - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
  - エ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

#### 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

##### (1) いじめの防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
- ② 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。

##### (2) いじめの早期発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ② いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

##### (3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で

適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。

- ② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- ② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

### 5 いじめの防止等の対策のための組織

学校において組織的にいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会」を置く。

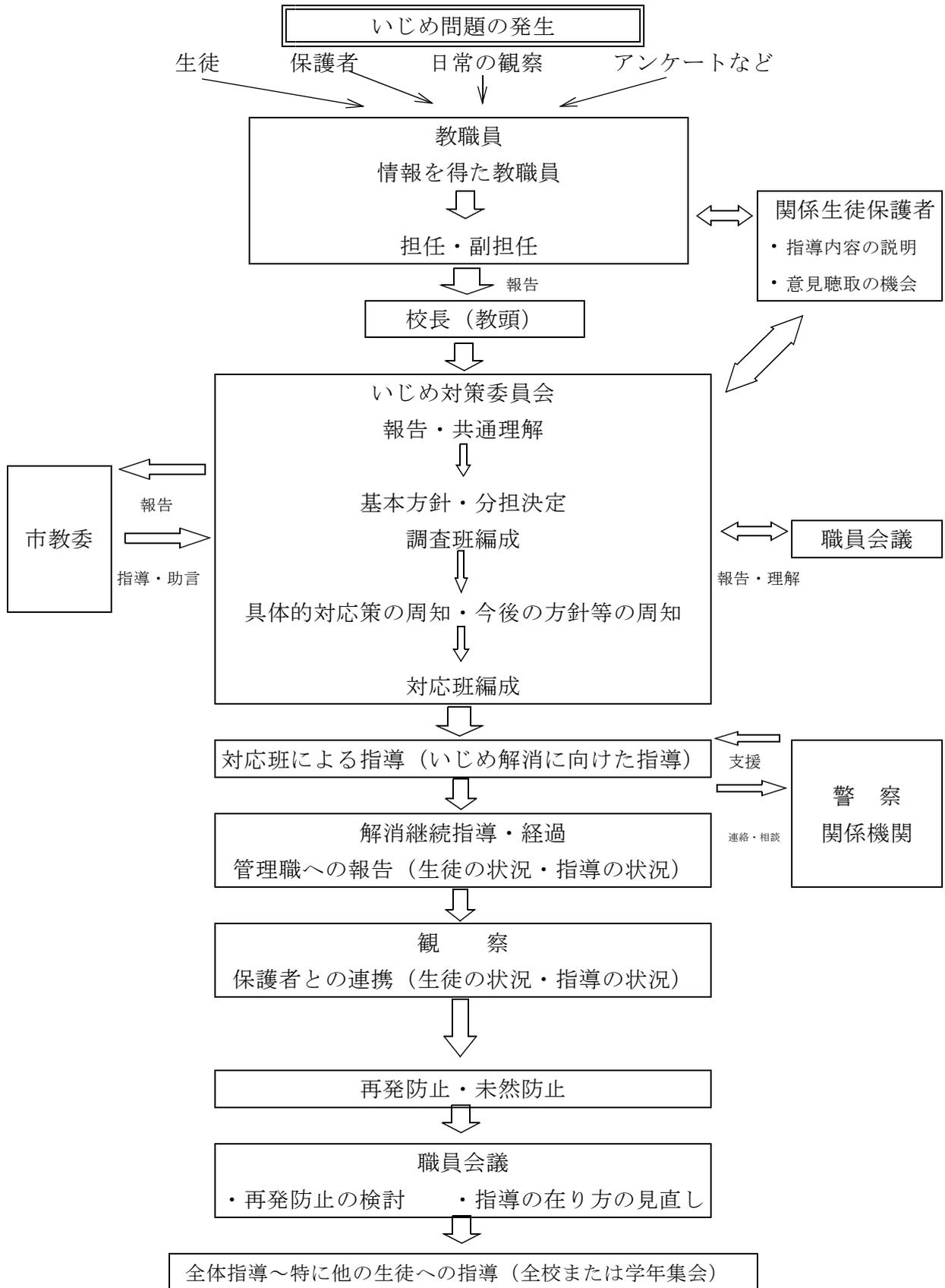
構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、心の教室相談員、スクール・カウンセラー、学校評議員などとする。

当該委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該委員会が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該委員会に報告・相談する。また、当該委員会に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

<いじめ対策委員会の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

<組織的対応図>



## 6 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止を図るためには、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切であるため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- (5) 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (6) 震災を踏まえた福島ならではの道德教育の充実
  - ① 東日本大震災の経験から「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道德教育を推進し、生徒の心の発達を図る道德教育を推進する。また、道德の時間を公開し、学校と家庭・地域が一体となり、生徒の道德的実践力を養うばかりでなく、地域住民が一体となって取り組み、「生きる力」を身に付けさせる機会とする。
  - ② いわれなき差別や偏見を無くすため、家庭、学校、地域社会が一体となり基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。
  - ③ 心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育成するため放射線教育の充実を図る。
- (7) 体験活動の推進

生徒の発達の段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、思いやりの心や規範意識などの育成を図る。

また、いじめ防止に関する生徒の自主的・主体的活動を促す。
- (8) 少人数教育によるきめ細かな指導

少人数教育を推進し、教員が子ども一人一人に向き合い、子どもたちが抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細かに対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努める。
- (9) 相談支援体制の整備

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の配置や、教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談支援体制の整備を推進する。
- (10) 命や心を大切にする性に関する指導の充実

生徒の発達の段階に応じた性に関する指導を推進できるよう、教員に対する研修を充

実するとともに、関係機関との連携協力の下、適切な意思決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つ心豊かな生徒の育成を進める。

(11) 情報モラル教育の推進

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

(12) 地域ぐるみによる学校支援の促進

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人々によるボランティア活動等と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。

(13) 学校と家庭の連携の促進

P T A等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関する様々な取組を促進する。

(14) 学校評価や保護者・地域住民等への情報提供の充実

学校評議員を活用した評価を実施し、学校評価の取組の充実を図る。

学校・家庭・地域の連携を図るため、保護者や地域住民に対し、学校通信やホームページ等を通じた積極的な情報提供に努める。

## 7 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。

(2) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) 生徒からの相談に対しては、必ず教職員などが迅速に対応することを徹底する。

## 8 いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。

加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること。

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

なお、重大事態が生じたときは、「田村市いじめ防止等に関する条例」に従い、対応する。

## 9 年間計画

学期	月	項目	内容
前 期	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員会議</li> <li>P T A全体会</li> <li>家庭訪問</li> <li>生活アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校基本方針の確認</li> <li>学校基本方針の説明</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>いじめ等の調査</li> </ul>
	5・6	<ul style="list-style-type: none"> <li>QU検査①(5月)</li> <li>生活アンケート調査(5・6月)</li> <li>チャンス相談(教員、SC、相談員)</li> <li>SCとのTTによる授業(5・6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級の間関係等の把握</li> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>いじめ、教育相談等</li> </ul>
	8・9	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査(9月)</li> <li>チャンス相談(教員、SC、相談員)</li> <li>SCとのTTによる授業(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
後 期	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査</li> <li>チャンス相談(教員、SC、相談員)</li> <li>QU検査②</li> <li>SCとのTTによる授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>学級の間関係等の把握</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談</li> <li>生活アンケート調査</li> <li>SCとのTTによる授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>いじめ等の調査</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査</li> <li>チャンス相談(教員、SC、相談員)</li> <li>SCとのTTによる授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>

後 期	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査</li> <li>チャンス相談 (教員、SC、職員)</li> <li>SCとのTTによる授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査</li> <li>チャンス相談 (教員、SC、職員)</li> <li>SCとのTTによる授業</li> <li>授業参観、PTA総会、学年懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> <li>道徳授業の公開、いじめ防止等の取組の検証</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケート調査</li> <li>チャンス相談 (教員、SC、職員)</li> <li>SCとのTTによる授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等の調査</li> <li>いじめ等の実態把握、早期対応</li> <li>グループワークトレーニング等</li> </ul>
そ の 他	毎週	いじめ対策委員会 (生徒指導委員会)	情報共有、分析、方針や対応の決定等
	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育の充実</li> <li>体験活動の推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会性の醸成</li> <li>主体性、協働性、創造性の育成</li> </ul>

## 10 評価と改善

学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、いじめ防止に関する取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、検証し、改善を図る。